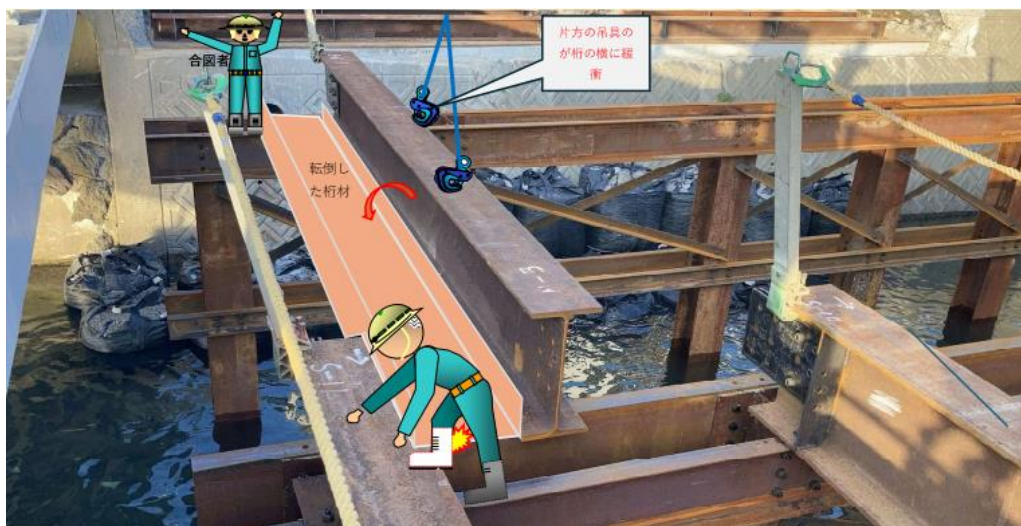


事故の分類	労働災害	発生日時	令和7年4月24日	16時50分	事故当事者	元請
事故の型分類	激突され	年齢・性別	39歳・男性		職種	作業員
被災程度(全治)	右脛腓骨骨折(休業89日)					
事故概要	クレーンにて作業構台の主桁を横桁に仮置きし、当日の作業終了。クレーンの吊り金具をつけたワイヤーを回収しようとクレーン運転手が巻き上げ作業を行った。その際に吊り金具がH型鋼材に引っ掛かり仮置きしていたH型鋼材が被災者(主桁設置のためのマーキングをしていた)へ倒れ右足すね付近に受傷した。					
事故原因等	主桁設置時に作業手順にない仮置き作業を行った 【作業原因】 ①外した吊り金具をH型鋼材の上フランジに置いたまま吊り上げた ②クレーン運転手と合図者の連携不足 ③H型鋼材を不安定な桁受上に仮置きした ④クレーン作業時の人払いの徹底不足					
改善策等	・鋼材仮置き改善 ・吊り金具巻き上げの地切りの徹底 ・クレーン運転手と合図者の連絡の適正化 ・クレーン作業時の人払いの徹底 ・アルミ製仮設通路の設置 ・安全ネットの設置					
類似工事(他工事)へ活用できる対策等	①玉掛時の基本動作、荷揚げ、荷卸し、地切確認を必ず行う。 ②クレーン運転と玉掛者は無線で連絡をとり大きな合図による確実な玉掛を行う。 ③クレーン作業時の人払いの徹底					

事故状況図



改善策

- ・H型鋼材の仮置きをする際の作業手順書の整理を行い、徹底する
- ・吊り金具をロープ等で結束し、吊り荷や周辺の既設物に引っ掛かる事がないよう固定する
- ・クレーン運転手と玉掛合図者は無線により相互連絡をとれる体制で作業を行う。巻き上げ作業時はクレーン運転手も目視でワイヤー先端の確認を行う
- ・資材の据付時だけではなく、玉掛け巻き上げ作業でも人払いを徹底する
- ・吊り金具の結束作業などを不安定なH型鋼材上で行わない(アルミ製仮設通路の設置)
- ・安全ネットの設置



アルミ製仮設通路の設置



安全ネットの設置

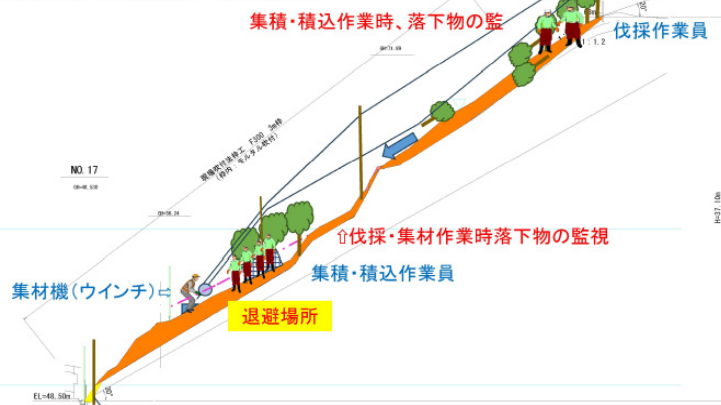
事故の分類	労働災害	発生日時	令和6年7月5日	9時03分	事故当事者	1次下請
事故の型分類	激突	年齢・性別	A:30歳・男性、B:38歳・男性	職種	作業員	
被災程度(全治)	A:左肩・上腕骨・骨幹部骨折、左肋骨骨折、肺挫傷、B:腰周辺の打撲					
事故概要	伐採作業の際に斜面上方の伐木を集材機(ウインチ)により引き出し作業を行っていたところ、一部腐朽した根株を巻き込んで落下し、斜面下方の集積作業中の作業員へ衝突し、負傷した。					
事故原因等	・施工計画書と異なる施工方法で実施した。 ・施工計画書の変更、協議されていなかった。 ・簡易林業架線作業に伴う安衛法の認識がなかった。 ・浮石や根株の形状や状態を調査し、記録していなかった。					
改善策等	・作業計画書の作成と関係作業員への周知。 ・無線や笛による合図の徹底。 ・伐採作業時の法面点検表の作成と点検の実施。 ・リスクアセスメントの実施。 ・簡易林業架線作業に伴う安全教育の実施					
類似工事(他工事)へ活用できる対策等	伐採作業にあたって、木材伐出機械等の使用に伴う安衛法に基づく危険防止対策および安全教育の実施。					

事故状況図



改善策

- 伐倒作業時は(法下)集積・積込作業員は一時退避する。
- 集材作業時は浮石の落石、枯損木の落下が考えられるため(法下)作業員は一時退避する。



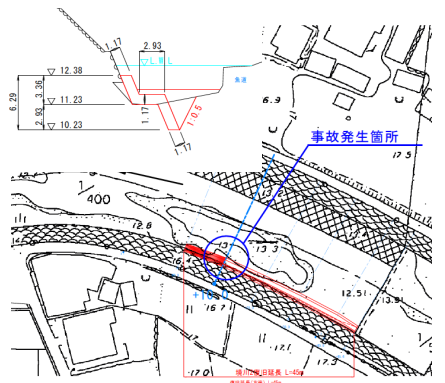
立入禁止区域の設定、表



退避場所の設置



事故の分類	労働災害	発生日時	令和3年11月24日	16時00分	事故当事者	元請
事故の型分類	激突	年齢・性別	53歳・男性		職種	現場代理人
被災程度(全治)	右肩骨折(全治2か月)					
事故概要	根継工において、バックホウで埋戻し作業中に現場代理人と重機オペレーターでの確認事項があった為、作業を中断(バケットは地面へ着けた状態で、重機のエンジンはついたまま)し、オペレーターへ近づいて作業内容の確認を行った。その後、現場代理人が重機から離れた後、重機作業範囲(作業半径)にいるにも関わらず、オペレーターが重機操作を行い、現場代理人の右肩へバケットが接触(被災)した。					
事故原因等	・重機作業範囲(作業半径)の分離措置を行っておらず、現場代理人がバックホウへ近づいたこと。 ・重機オペレーターが作業範囲に現場代理人がいるにも関わらず、周囲への確認を怠ったこと。 ・バックホウのエンジンがかかったままの状態です安全ロックレバーも上げていなかったこと。					
改善策等	重機作業範囲(作業半径)と他現場作業員との分離措置を設ける。 無線の活用 誘導員の紅白旗の活用(合図) 施工計画書へ「重機作業災害の防止」を追加する。					
類似工事(他工事)へ活用できる対策等	他の同種類似工事の業者へ周知(情報提供)を行う。 重機オペレーターとの確認事項を行う場合は、合図の徹底。 作業工程上、重機オペレーターと他作業員との分離措置が可能な場合は、設置すること。					



事故発生箇所

事故状況図



No. 10



No. 10

改善策



重機作業範囲と他作業員の分離措置



誘導員の紅白旗の利用



無線の活用

事故の分類	労働災害	発生日時	平成31年2月9日	12時05分	事故当事者	1次下請
事故の型分類	激突され	年齢・性別	48歳・男性		職種	作業員
被災程度(全治)	左足甲骨(第4中足骨)骨折、左下腿圧挫創、左足圧挫創 (全治2ヶ月程度)※休業中					
事故概要	昼休憩時、外出するため学校裏門を閉める際に車両(2tトラック)を停車させたが、下り坂だったため車両が動き出した。それに気づいた運転手が動き出した車両を止めようと追いかけたところ、道路脇に設置したあった看板に接触・転倒した。その際、車両の後輪に足を轢かれて負傷した。また、トラックはそのまま駐車中の車に衝突し停止した。					
事故原因等	・降車時にサイドブレーキ等の停車措置を確実にしないまま車両を離れた。(サイドブレーキをかけていたつもりであったが、完全にかかっていなかった。) ・施工計画書や安全教育において車両の取扱いおよび敷地環境に応じた対策が定められていなかった。					
改善策等	・作業時間外でも敷地内を車両で通行する場合は、監視員を配置する。 ・門の開閉作業については、2人以上で乗車する際は運転手は門の開閉作業を行わず、また1人で乗車する際は、他作業員に連絡を取り、門の開閉作業を行ってもらう。 ・やむを得ず1人で門の開閉作業を行う(車両を離れる)際は、エンジンを停止しサイドブレーキを確実にかけるとともに、MT車はギアを1速またはバック、AT車はギアをパーキングに入れ、さらに車輪止めをする。 ・上記の内容を新規入場者教育等で周知する。					
類似工事(他工事)へ活用できる対策等	・現地確認時に発注者および受注者で敷地内環境を細かく確認し、注意点を洗い出す。 ・受注者は施工計画書内に車両の取扱いについて記載し、安全活動時に作業員への周知を徹底する。 ・工事車両(ダンプ等)から離れる場合は、車輪止めの設置を行うよう指導する。					

事故状況図



- ①門を閉めるために一時停車。
- ②運転手が乗り込む前に動き出す。
- ③動き出した2t車を運転手が追いかけたが、設置してあった看板に引っ掛かり転倒、その後2t車後輪に轢かれ負傷。
- ④坂下に停車中の乗用車に衝突し、2t車は停止。

改善策

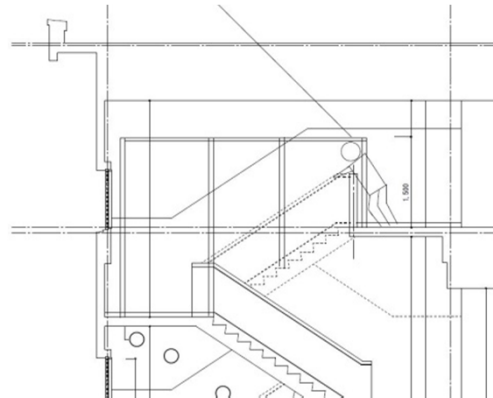
- ・作業時間外でも敷地内を車両で通行する場合は、監視員を配置する。
- ・門の開閉作業については、2人以上で乗車する際は運転手は門の開閉作業を行わず、また1人で乗車する際は、他作業員に連絡を取り、門の開閉作業を行ってもらう。
- ・やむを得ず1人で門の開閉作業を行う(車両を離れる)際は、エンジンを停止しサイドブレーキを確実にかけるとともに、MT車はギアを1速またはバック、AT車はギアをパーキングに入れ、さらに車輪止めをする。
- ・上記の内容を新規入場者教育等で周知する。

事故の分類	負傷公衆災害	発生日時	平成30年12月21日	10時10分	事故当事者	—
事故の型分類	激突	年齢・性別	60歳・男性		職種	教諭
被災程度(全治)	休業0日					
事故概要	4階から3階に被災者が東側の階段を降りようとしたところ、床から1.5mの高さに設置された棚足場の金具に頭がひっかかり、頭を2針縫う怪我をした。被災者はただちに近隣の長崎労災病院で治療を受けた。事故発生時は、棚足場には保護部材(クッション)による養生や頭上注意看板は、設置されていなかった。					
事故原因等	・内部足場の設置箇所の立ち入り禁止措置を行っておらず、第3者が足場内に立ち入ることができる状態になっていた。 ・棚足場が1.5mの低い高さに設置しているにも係わらず、保護部材(クッション)による養生がなされていなかった。 ・発注者・学校関係者との打合せ不足 受注者は3・4階部分の教室を使わないと勘違いしており、足場を第3者が通らない前提で設置していた。施工計画書に作業計画が明確に記載されていなかった。また、作業計画について発注者との十分な協議を行われないまま施工に着手した。					
改善策等	(受注者) ・危険作業を行う区域は、事故防止のため、コーン及びコーンバーにより立ち入り禁止等の措置を行い安全通路の確保の上作業を行う。 ・危険箇所の養生及び現場巡視の徹底(チェック項目を定め、朝昼2回実施) ・作業計画の見直しを行い、東西2箇所の階段部においては、片側づつの施工とする。 (発注者) ・上記の事項が確実に実施されているか点検を行う。また、月1回現場での点検を行う。					
類似工事(他工事)へ活用できる対策等	・第3者が立ち入る工事現場では、詳細な作業計画の打合せを行った後に工事に着手させる。 ・土木部建築課長名で文書により営繕課及び県地方機関発注における建築工事について足場を設置している箇所に関しての点検の指導の通知を行う。					

事故状況図



棚足場に頭をぶつけて被災



被災状況時の断面図

改善策



改善策(立ち入り禁止措置)



改善策(作業計画を見直し、2つある階段の一方の階段を学校関係者の通路として解放)

事故の分類	労働災害	発生日時	平成29年3月18日 15時30分頃	事故当事者	元請
事故の型分類	激突され	年齢・性別	39歳,男性	職種	普通作業員
被災程度(全治)	左足首打撲(休業11日)				
事故概要	逆さに存置していたU字溝(400×400×2000)を設置箇所付近へバックホウを用いて移動の後、天地返しを行い、U字溝つり金具を用いてU字溝をつったまま移動をしたところ、つっていたU字溝が振り子状にゆれ、U字溝端部が合図兼作業員の左足首に当たり、打撲したものの、なお、事故当日18日は打撲したものの、そのまま作業を終え帰宅したとのこと。しかし、痛みが引かなかったため、21日に病院にて受診、約1週間(30日復帰予定)の加療を要することとなった。				
事故原因等	原因は、バックホウ操縦者(現場代理人(総括安全衛生責任者))が合図者の確認なしにバックホウを急速に移動をさせたこと、吊荷作業時に作業者と重機との分離措置がなされていなかったこと、そもそも作業者と合図者を兼任させていたことで、事故が発生したものと思われる。				
改善策等	U字溝をつったままの状態ではバックホウの移動は行わない。 合図者と作業員は別々の作業員が行う。 立ち入り禁止範囲を定め、重機と作業者との分離措置をしっかりと行う。				
類似工事(他工事)へ活用できる対策等	月1回開催の安全協議会および新規入場者教育等で、当該事故の情報および改善策についての周知を行い、安全教育・KY活動の充実を図る。				

事故状況図

1 U字溝天地替作業 **2** U字溝移動

3 U字溝設置箇所(事故発生箇所)

事故発生箇所(起点側から)

事故発生箇所(終点側から)

改善策

U字溝をつったままの状態ではバックホウの移動は行わない。
合図者と作業員は別々の作業員が行う。
立ち入り禁止範囲を定め、重機と作業者との分離措置をしっかりと行う。